

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ（第8回）

令和5年7月14日

【宋戸主査】 それでは、定刻でございますので、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの第8回会合を開催させていただきます。本日も皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましても、ウェブ会議システムにより開催とさせていただいております。事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項や案内事項がございますので、よろしくお願いたします。

【木村利用環境課課長補佐】 総務省総合通信基盤局利用環境課の木村でございます。このたび本ワーキンググループの事務局でございました、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課が省内の組織再編の関係で、総務省総合通信基盤局利用環境課となりましたので、お知らせいたします。

それでは、ウェブ開催に関する注意事項を申し上げます。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影による傍聴としております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいております。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外にはマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て主査から発言者を指名いただく方式を進めます。

御発言の際にはマイクと映像をオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しくください。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

そのほか、チャット機能で随時事務局や主査宛てに御連絡をいただければ、対応させていただきます。

本日の資料の確認に移ります。本日の資料は、本体資料として資料1、また参考資料として参考資料1及び参考資料2を御用意しております。

注意事項と御案内は以上です。

続きまして、本会議に出席している幹部職員で、異動があった職員につきまして、順に紹介させていただきますので、一言御挨拶をお願いいたします。

まず、今川総合通信基盤局長、お願いいたします。

【今川総合通信基盤局長】 おはようございます、皆様。総務省の総合通信基盤局長に7月7日に着任しました今川でございます。宍戸先生をはじめ有識者の先生方には、3年前になりますか、プロバイダ責任制限法の改正など様々な御検討をお願いしたときから、それ以前もですけどもお世話になっております。今回も引き続き、誹謗中傷なども社会的問題になっておりますので、一層の対策を進めたいと思っております。先生方の御指導をいただきたいと、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。

【木村利用環境課課長補佐】 続きまして、澁谷総合通信基盤局総務課長、お願いいたします。

【澁谷総務課長】 7月7日付で総合通信基盤局の総務課長になりました澁谷と申します。どうぞよろしくお願ひします。この分野は、個人的にも非常に思い入れの強い分野です。ので、引き続き先生方の御意見も伺いながら、しっかり進めていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【木村利用環境課課長補佐】 続きまして、中村利用環境課長、お願いいたします。

【中村利用環境課長】 利用環境課長になりました中村です。消費者行政第二課の企画官を務めておりましたので、そのまま横にスライドいたしました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

【木村利用環境課課長補佐】 続きまして、鎌田利用環境課企画官、お願いいたします。

【鎌田利用環境課企画官】 利用環境課に着任いたしました鎌田でございます。主にこのワーキンググループの関係の事務局を担当させていただきます。よろしくお願ひいたします。

【木村利用環境課課長補佐】 以上で紹介は終わります。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸主査にお願いしたいと存じます。宍戸主査、よろしくお願ひいたします。

【宍戸主査】 承知いたしました。本日の議事の進め方について御説明申し上げます。本日は、今後の検討の方向性（案）に対する意見募集手続において寄せられました御意見について事務局より御紹介をいただき、御議論をいただきたいと考えております。

まず今後の検討の方向性（案）につきましては、去る6月1日、第7回の会合で、このワーキンググループで御審議をいただき、その修正等につきましては、主査であります私に御一任をいただきました。そこで構成員の皆様様の御議論を踏まえまして、事務局とも相談して所要の修正を施した上で、翌日6月2日から6月30日までの間、意見募集を実施させていただきました。事務局におきまして、この意見募集の結果について取りまとめたので、まずそれについて御説明をいただきたいと思っております。御説明いただいた後、構成員の皆様より、意見募集の結果について、御意見、御質問等をいただければと考えております。

それでは議事に入ります。アジェンダの1番目でございます。まずは事務局より、資料1により御説明をお願いできればと思います。

【木村利用環境課課長補佐】 それでは、私から意見募集結果について御説明をさせていただきます。

本意見募集は、本年2023年6月2日から30日にかけて実施をしておりました。意見提出者数は全部で33件、具体的な意見提出者のお名前は画面にお示ししている表にて列記させていただきます。

具体的な御意見について、かいつまんでとはなりますけれども、紹介いたします。まず今後の検討の方向性（案）、Ⅰ「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの開催」に対しましては、透明性を確保する上で、利益とリスクのバランスも重要だといった違法・有害情報への対策を検討するに当たっての大局的な御意見を頂戴いたしました。

次にⅡ「本ワーキンググループの検討の背景」においては、事業者が情報の違法性に係る判断を行うには限界がある場合が多いとの御指摘をグーグル様から、また裁判手続との関係について、被害者にとって金銭的、時間的に利用のハードルが高いという問題があるのであれば、裁判制度の改善等により、利用しやすい環境を整備することが何より重要であるとの御指摘をグーグル様、弁護士の方から、プラットフォーム事業者が裁判手続を利用する機会は確保されなければならないとの御意見を弁護士の方々からお寄せいただきました。

続きまして、Ⅲ「プラットフォーム事業者による誹謗中傷等の違法・有害情報の削除等に関する具体的な検討の方向性」に関しまして頂戴した御意見を紹介してまいります。まず、1「プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の低減に係る責務」に関

しまして、意見の順番は時々前後いたしますけれども、まず、責務を課すとの方向性について、プラットフォーム事業者は情報流通を担う責任を自覚し、健全な情報空間に向け、主体的に取り組むべきとの御意見を日本新聞協会様及びAICJ様から頂戴した一方で、責務を課すことはプロバイダ責任制限法の趣旨に反するのではないかと御指摘をグーグル様、弁護士の方々から頂戴しております。

責務の性質に関する御指摘として、責務が法律上の義務であるのか、あるいは社会的な責務であって法的には努力義務であるのかが不明確だと御意見をグーグル様及び弁護士の方々から頂戴いたしました。

責務の根拠に関しては、プラットフォーム事業者が広告料やサブスクリプションなどのサービス利用料による収益を上げているという事実を基本とするべきという音事協様からの御意見の一方で、責務の根拠に広告閲覧等による収益を得ていることを持ち出すべきではないとの御意見を弁護士の方から頂戴しております。

責務の対象となる事業者について、その範囲を明らかにするべきとの御意見をAICJ様、SMAJ様、日本マイクロソフト様、グーグル様、クリエイターエコノミー協会様、弁護士の方々から頂戴しております。また、責務の対象とする事業者の範囲は、事業者の規模や利用者の多寡によって定めることは適当ではなく、サービスの目的、性質、透明性、アカウントビリティ確保に係る対応状況を考慮すべきとの御意見をLINE様から、責務の対象となる事業者の範囲は必要最小限にすべきだと御意見をヤフー様、新経連様、グーグル様、経団連様、KDDI様から頂戴いたしました。あわせて、商品レビューや口コミ、検索サービスを含むことには慎重な議論が必要だと御意見も頂戴しております。

責務の対象となる情報の範囲について、その範囲が不明確であるという御意見をヤフー様、グーグル様、日本マイクロソフト様、バーチャルライツ様、弁護士の方から頂戴いたしました。また、責務の対象となる情報の範囲は、誹謗中傷等の権利侵害情報に限定すべきとの御意見を経団連様、グーグル様、AICJ様から、有害情報は責務の対象となる情報から除かれるべきとの御意見をグーグル様、弁護士の方から頂戴しております。

続きまして、2「プラットフォーム事業者に対する規律」全般に係る御意見といたしまして、削除等の基準を詳らかにすることによる弊害があるのではないかと御意見をグーグル様、個人の方から、法律上は削除義務のない事項であるにもかかわらず、被害実態に即して削除する利用規約等の整備が求められる場合、プラットフォーム事業者に情報削除圧力がかかるのではないかと御意見を経団連様から、削除の体制は各事業者の自主的な

判断に任せるべきだとの御意見をグーグル様から、個人の投稿と報道は明確に区別するべきだとの御意見を新聞協会様から頂戴しております。

個別の項目について、2「プラットフォーム事業者に対する規律」のうち、(1)対象となる事業者に対して寄せられた御意見ですけれども、措置の対象となる事業者の範囲について、規模の大小にかかわらず対象とすべきではないかとの御意見をMeta様から、一方で利用者数やサービス目的、性質などを考慮して検討していくとした点は妥当との御意見を日本新聞協会様から頂戴いたしました。また、措置を求める事業者の範囲を明らかにすべきとの御指摘をSMAJ様、AICJ様、グーグル様、弁護士の方々から、措置の対象となる事業者の範囲は必要最小限とすべきとの御意見を新経連様、ヤフー様、クリエイターエコノミー協会様から頂戴いたしました。

加えて、国内事業者のみならず、海外事業者にも等しく規律が適用されるようにすべきとの御意見を新経連様、音事協様、個人の方から頂戴しております。

次に、(2)事業者による違法情報の削除等に関する枠組み、ア.削除等に関する基準のうち、①削除指針に対しまして寄せられた御意見でございますけれども、削除指針の策定・公表に賛成との御意見を日本新聞協会様より頂戴した一方で、その粒度に当たっては留意が必要との御意見をLINE様から、プラットフォーム事業者に一定の裁量を与えてほしいとの御意見をヤフー様、新経連様、グーグル様から頂戴いたしました。また、削除指針の策定・公表に向けて、政府が最低限の基準を示すべきとの御意見をKDDI様から頂戴いたしました。他方で、削除指針の策定を求めることは、表現の自由の制約になりかねないとの御指摘を弁護士の方々から頂戴しております。

次に、(2)事業者による違法情報の削除等に関する枠組み、ア.削除等に関する基準、②申請の手続等のうち、措置申請窓口の明示に対しまして寄せられた御意見でございますけれども、措置申請窓口の明確化に賛成との御意見を日本新聞協会様から頂戴いたしました。他方で、窓口を明確かつ分かりやすく示すことの、より詳細の要件を検討する必要があるとの御意見を新経連様から、窓口のデザインは事業者の裁量に委ねられるべきだとの御意見をグーグル様から頂戴しております。

同じく②申請の手続等のうち、申請に対する対応状況の透明化に対しまして、対応状況を明らかにすべきとの個人の方々からの御意見があった一方で、申請等は様式や提出者を限定するなど、一定の範囲に限定するべきとの御意見をヤフー様から、プラットフォーム事業者の事務的な負担が過剰なものとならないよう、事業者にヒアリングを実施するなど

すべきとの御意見をAICJ様、経団連様、バーチャルライツ様から頂戴いたしました。

同じく②申請の手続等のうち、標準処理期間に対しまして、標準処理期間を定めさせることに賛成との御意見が個人の方から寄せられた一方で、標準処理期間を定めさせることについては慎重に検討すべきとの御意見を新経連様、LINE様、弁護士の方、グーグル様、Meta様から頂戴しております。

次に、(2) 事業者による違法情報の削除等に関する枠組みのうち、イ. 運用状況の公表に対しまして、運用状況の公表の方策には事業者の裁量を持たせるべきだとの御意見をAICJ様、グーグル様、KDDI様、弁護士の方、日本マイクロソフト様から頂戴しております。具体的な公表事項につきまして、個々の項目につき公表させる意義を十分に吟味するべきだとの御指摘を新経連様、AICJ様から、公表事項はサービスの特性等を踏まえつつ検討されるべきとの御意見をSMAJ様、クリエイターエコノミー協会様から頂戴いたしました。

また、既に運用状況を公表しているといった声もグーグル様及び弁護士の方から寄せられました。加えて、運用状況の公表も、場合によっては政府による言論の監視につながるものであり、表現の自由及び検閲の禁止との関係から課題があるのではないかと御指摘を弁護士の方々から頂戴しております。

続きまして、(2) 事業者による違法情報の削除等に関する枠組みのうち、ウ. 運用結果に対する評価に対しまして、自己評価の在り方についてはプラットフォーム事業者の意見も聴きながら検討してほしいとの御意見をヤフー様、グーグル様から、事業者による自主的な取組や自己評価という趣旨を逸脱する仕組みや、表現の自由の侵害や検閲にもつながることがないように慎重な検討が必要との御意見を新経連様、グーグル様から、削除プロセスの外部評価の検討は事業者との対話によってなされるべきとの御意見をAICJ様、グーグル様から、自己評価について政府が最低限の基準を示すべきとの御意見をKDDI様から、自己評価の開示の義務づけに慎重であるべきとの御意見をSMAJ様、AICJ様から、個別の表現における削除の有無の是非について、外部から評価検証を行うことは反対との御意見をAICJ様、グーグル様から頂戴しております。

(3) 取組状況の共有に対して寄せられた御意見ですけれども、肯定的な御意見として、プラットフォーム事業者、市民社会、学会、報道機関、教育者を含む、あらゆる利害関係者との対話と協議を継続すべきとの方針に賛成との御意見をMeta様及び個人の方々から、個人情報やプライバシーの問題を考慮した上で、継続的かつ専門的に取組状況の共有が可能な場を検討いただきたいとの御意見をヤフー様から頂戴しております。

他方で、事業者による自主的な取組や自己評価という趣旨を逸脱する仕組みや、表現の自由の侵害や検閲にもつながることがないよう慎重な検討が必要との御意見を新経連様から、場において個別の表現における削除の有無の是非に係る外部からの検証を行うことには慎重であるべきとの御意見をAICJ様及び弁護士の方から、場に行政が関与することは、直接的、間接的に検閲その他表現の自由や事業者の営業の自由に関する制約も生じる危険が高いため、避けるべきとの御意見をAICJ様、経団連様、グーグル様、弁護士の方から頂戴しております。

続きまして、3「プラットフォーム事業者の果たすべき積極的な役割（監視、削除請求権、削除要請等）」について頂戴した御意見を紹介してまいります。

まず（1）個別の違法・有害情報に関する罰則付きの削除義務に対して寄せられた御意見でございますけれども、罰則等の適用を前提とした削除義務に反対との御意見を新経連様、弁護士の方、個人の方から頂戴している一方で、罰則付きの削除義務を検討すべきとの御意見も個人の方から頂戴しております。

次に、（2）個別の違法・有害情報に関する行政庁からの削除要請に対し寄せられた御意見ですけれども、行政庁からの削除要請に応じることの義務づけに慎重であるべきとの御意見をヤフー様、新経連様、弁護士の方、個人の方から、行政機関からの要請の対応の適否を検証対象とすることへの懸念をグーグル様、SMAJ様、AICJ様から頂戴しております。

他方で、行政庁からの要請に応じた削除の義務づけに賛成との御意見を大阪府及び個人の方から頂戴いたしました。また、公的機関からの違法・有害情報の削除要請や通報を優先的に審査する手続を早急に具体化すべきとの御意見も京都府からございました。

次に、（3）違法・有害情報の流通の監視のうち、ア．違法情報の流通の網羅的な監視に対しましては、プラットフォーム事業者への監視の義務づけには反対との御意見を新経連様、日本新聞協会様、弁護士の方、個人の方から、コンテンツの監視は、事業者の自主的なものにとどまるべきとの御意見をMeta様から頂戴しております。他方で、監視するべきとの御意見も個人の方から頂戴いたしました。

次に（3）違法情報の流通の監視のうち、イ．繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの監視に対しましては、特定のアカウントを監視するよう法的に義務づけることに反対との御意見を新経連様、弁護士の方、個人の方から頂戴している一方で、繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの監視や、アカウントの停止・凍結等の問題については、一般的な監視義務の問題とは分けて議論されるべきであるとの御意見を音事協様から

頂戴しております。

次に、(3) 違法情報の流通の監視のうち、ウ. 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの停止・凍結等に対しましては、アカウントの停止や複数アカウントの作成制限等を事業者に義務づけることに反対との御意見を日本新聞協会様、新経連様、弁護士の方、個人の方から、ユーザーアカウントに対する措置及び罰則は、プラットフォームにとって自主的なものにとどまるべきとの御意見をMeta様から頂戴いたしました。他方で、アカウント停止・凍結の必要性がある場合が存在するのではないかと御意見を個人の方から頂戴しております。

次に、(4) 権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化に対しましては、明文化に否定的な御意見といたしましては、送信防止措置請求権の明文化には慎重な議論が必要との御意見を日本新聞協会様、弁護士の方、個人の方から、送信の防止には様々な意味があるとともにも過剰な取締りや言論・表現の自由の阻害につながる可能性があるとの御意見をMeta様から、送信防止措置請求権の明文化以前に周知が必要との御意見を新経連様から頂戴しております。

明文化に肯定的な御意見といたしましては、判例規範を明文化することに慎重になるべきということは理解できるが、権利の濫用や過度の削除を防止する方向での明文化も検討されるべきとの御意見を弁護士の方から、送信防止措置請求権は明文化されるべきとの御意見を音事協様、個人の方、部落解放同盟京都府連合会様から、請求権の内容について送信防止措置にはアカウントの停止等を含めるようにするべきとの御意見を音事協様から頂戴しております。

次に、(5) 権利侵害性の有無の判断の支援のうち、ア. 権利侵害性の有無の判断を伴わない削除、ノーティスアンドテイクダウンに対しましては、反対、賛成の御意見をそれぞれ頂戴しております。

続きまして、(5) 権利侵害性の有無の判断の支援のうち、イ. プラットフォーム事業者を支援する第三者機関に対しましては、第三者機関に期待する具体的な役割や、当該機関を法的に整備することのメリットが明らかではないとの御指摘を新経連様、弁護士の方から頂戴した一方で、人権侵害を救済する機関の設置が必要との御指摘を部落解放同盟京都府連合会様及び個人の方々から頂戴しております。

次に、(5) 権利侵害性の有無の判断の支援のうち、ウ. 裁判外紛争解決手続、ADRに対しましては、ADRの創設は実効性に乏しいとの御意見を弁護士の方、個人の方から頂戴し

た一方で、事業者が自主的にADR機関を設置することも機能し得るのではないかとの御意見をMeta様から、プラットフォーム事業者による自主的なADR機関創設については、調査研究を今後実施する旨、及び検討の範囲に含める旨を記載したらどうか、または事業者独自の取組をモデルケースとして収集したらどうかといった御提案もバーチャルライツ様から頂戴いたしました。

最後に、IV「その他」のうち、(1)相談対応の充実に対しましては、相談対応の充実に肯定的な御意見が寄せられており、その上でどのように充実させていくべきかについて、具体的な方策の御提案をいただきました。

(2) DMによる被害の対応に対しましては、メッセージングサービスへの規制は反対との御意見をMeta様及び弁護士の方から、主たるサービスに補完的に1対1のコミュニケーション機能が付随するだけのサービスの場合は、そのサービスを規制の対象とするべきではないとの御意見と、特定の者同士で行われるDMについては、事前にお互いに送受信などに関する同意があるケースもあり、およそ一般的な通信の秘密に関連するやり取りの中での情報については対象とするべきではないとの御意見を、AICJ様、経団連様から頂戴いたしました。

他方で、既存の発信者情報開示制度の枠組みにとらわれるのではなく、いかにして誹謗中傷被害を防止するかという観点から、DMによる被害の問題についても正面から取り組むべきではないかとの御意見を音事協様から頂戴しております。

(3) 特に青少年にまつわる違法・有害情報の問題に対しては、青少年にまつわる違法・有害情報の問題については、諸外国の規制をそのまま国内に準用することがないよう、より慎重な検討を行うべきといった御意見、(4) その他炎上事案への対応に対しましては、炎上について慎重な検討が必要という方針に賛成といった御意見をそれぞれ頂戴いたしました。

これに加えまして、平仄等についても御意見を承っているところでございます。なお、宍戸主査と御相談の上、御意見の一部に墨消しを付している箇所がございますので、御了承いただければと存じます。長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、議事の2でございます。ただいまの事務局からの御説明につきまして、構成員の皆様から御質問、御意見をいただければと思います。御質問、御意見がある方はチャット欄で私にお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。約1ヶ月という期間のパブリックコメントを実施して、非常に多

くの御意見をいただいたところではございます。

それでは、まず山根委員、お願いいたします。

【山根構成員】 山根でございます。ありがとうございます。一つだけ質問です。今回たくさん貴重な御意見をいただきましたけれども、一方で、質問の形のコメントもとても多かったと感じました。それに対して、現時点の事務局としての考え方などを示す必要はないのかと思ったので、まずそこだけ質問させていただければと思います。

【宍戸主査】 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

【木村利用環境課課長補佐】 山根先生、御質問ありがとうございます。今回の提出意見で寄せられた御質問に関しましては、本日の先生方の御議論を踏まえて、事務局としての対応を行いたいと考えております。

【山根構成員】 ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは続きまして、水谷構成員、お願いいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私からは2点、今回の結果を見て思ったことを述べさせていただきます。1点目、意見募集結果の概要の主な意見でまとめてもいただいておりますが、標準処理期間を定めさせるということに関して反対の御意見を多数いただいていると思うのですけれども、標準処理期間を具体的にこれぐらいにせよとしたり、適切な期間というような形で一方的に規律を入れるというのは、確かに慎重になる必要があるかもしれません。他方で、そもそも各事業者の中で、すでに公表されているものもあるかもしれません。内部的な標準処理期間として自主的に定めているものがあつた場合には、それを公表していただく、分かりやすくきちんと明示していただくということはどうなのか。もちろん、必ずその期間で処理ができるわけではないけれども、大体の目安としてユーザー側にそれを見せていただくということはあるのではないかと思います。

2点目は、同じ意見募集結果の概要の2-2で、グーグル様より個別の表現における削除の有無の是非について評価検証を行うことは反対という御意見をいただいておりますけれども、確かに個別の表現を、事後的に、これは削除すべきだったのではないかと、これはすべきではなかったのではないかと個別にチェックする、それをしかも政府が関与するとすると、間接的な検閲に形態として近づいていくことになるので、そこは慎重になるべきだと確かに思います。

一方で、モデレーションは大量の件数が行われていますので、それを全部網羅的にチェ

ックすることは不可能ですが、例えば標本調査の形の感じでランダムサンプリング、要するにランダムに事例を選んできて、その中でどれぐらいの割合、モデレーションをきちんとできているか、あるいは足りないところがあったのか、過剰な規制だったり、あるいは過小な対応になっていたかというようなものを、割合でチェックするというようなことについては検討されてもいいのではないかと思った次第でございます。私からは以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。もう少し御議論を伺いながら考えていきたいと思えますけれども、次に上沼先生、お願いいたします。

【上沼主査代理】 ありがとうございます。非常に大きなボリュームの御意見を頂戴しており、特に事業者の方々から熱心な御意見をいただいたのは、それだけ関心を持っていただいているということで大変ありがたいことだと思います。ただ、パブリックコメントを拝見していて気になったのは、ユーザーの方、いわゆる「被害者」の立場になる可能性のあるようなユーザーの方の御意見が、あまり見受けられない点です。

特にⅢの2などプラットフォーム事業者さんに対する規律の部分について、提出された御意見がほぼプラットフォーム事業者さんからのものであるという点については、もう少し広く御意見を伺いたいところだと思います。そういう意味で、改めてユーザーの方の御意見を伺う機会を設けられたらいいのではと思っております、再パブコメを御検討いただければありがたいかと思っております。

個人の方の御意見もいただいておりますが、拝見する限りは、実際に被害者となられたことについての個人的な体験に基づく御意見と思われるところが多いので、もう少し一般化した御意見が欲しいところと思っております。以上です。

【宋戸主査】 上沼先生、ありがとうございます。さらに構成員の皆様から御意見、御発言はございますか。もしよろしいようであれば、山口先生からチャットでコメントをいただいております、今声が出せない環境にいらっしゃるということで、私から読み上げさせていただきます。

山口先生からは、チャットにて意見と提案を伝えさせていただきます。貴重な御意見等に私からも御礼申し上げますということがまず一つ。それから意見については、今、上沼先生からもございましたけれども、再パブコメの実施に御賛成であるということ、それから御提案ということですが、短期的な対応策としての再パブコメだけではなくて、それに加えて、より中期的、長期的な視野でのワーキンググループの今後の検討の進め方について御提案があるということでもあります。

つまり現行パブコメ手続での意見表明というのは難しいであろう、社会のサイレントマジョリティーやより弱い立場の方々の声を、これまで以上に先んじてプロアクティブに、積極的に政策形成の過程に反映させることができれば望ましいとお考えであるということと、現行の法制度の下ではバランスを欠く形で負担がかかっている関係主体のエンパワーメントに資するために、政策形成の新たな環境や仕組みのデザインを、対抗利益間のバランスを取りつつ、また短期的・中期的・長期的視野での対応策の検討を並走させながら、本ワーキンググループから提案していくということも、本ワーキンググループに期待される役割であろうとお考えであるということで、検討してほしいという御提案をいただいたところです。ありがとうございます。

それでは、続きまして伊藤構成員、お願いいたします。

【伊藤構成員】 伊藤です。僕も再パブコメに賛成でして、また33件というコメント、一つ一つのコメントの分量は、意見が多かった印象ですけれども、33件という提出者数に関しては少ないかという所感です。ですので、再度意見募集をしながら、もう少し広く意見募集をしたほうがいいのではないかとは思っています。その理由としては、こういったバランスがかなり難しいルールメイキングの分野に関しては、様々な施策の多様な意見が必要ではないかと思っています。もう一度、プラットフォーム事業者の方々などに、意見していただくのは恐縮ではあるんですけども、御協力をお願いできたらというのが1点です。

少しコメントになります、弊社で意見募集などを手伝えることもあります、平均数百件ぐらいで、多いときは数千件ぐらい集まるときがあって、その立場からコメントさせていただくと、3つぐらいしっかり意識すると、また意見が集まりやすいのではないかとは思ってしまして。1つ目はそもそもこの意見募集があることを知らない。こういう誹謗中傷と言う問題について、関心がある人は割と一般ユーザーの方々でも多いと思いますが、そもそもこの意見募集があることを知らないというのが1つ目かと思えます。

2つ目が自分の生活、自分が感じている課題と、この意見募集がどう結びついているかわからないというのが2つ目にあるかと思えます。

3つ目が、これは1つ目と2つ目にも絡むところですけども、読解、ちゃんとこの意見募集を理解した上で、それを通して意見するというコストがかなり高い印象です。漢字など、しょうがないところもあると思いますが、多いので、難しいかというところなので、幅広く意見を聴きながら施策を意思決定するためにも、ぜひ、しっかりと、もう少しカジ

ユアルというか、分かりやすい形で意見募集をして、多様な意見が集まるといいのではないかと考えています。

様々な御意見をいただいたと思いますが、バランスの難しいルールメイキングですので、様々な意見が必要だという一方で、僕はプラットフォームさん、ユーザーさんなど、様々な方々が協力してやらないと、この問題は解決しないと思っています。プラットフォームや政府がどれだけ対策しても、結局文化など一人一人の意識が変わらないといけないと思いますので、様々な方々を巻き込みながら、政府やプラットフォームの方々も、しっかり広報、PRしながら、誹謗中傷とかそういう問題を解決しないといけないと思いますので、ぜひ、僕も含めてですけども、協力しながら、意見募集や政策決定もできればと思っていますので、長くなりましたけれども、コメント失礼します。

【宍戸主査】 伊藤構成員、ありがとうございます。それでは、続きまして山根構成員、お願いいたします。

【山根構成員】 ありがとうございます。私もユーザー側の意見をもっと幅広く届けてもらう必要があると思います。賛成です。今回、大阪府や京都府からも御意見があったと思いますけれども、そういった自治体からの声もいただきたいと思っていますので、そちらへも声かけをお願いできたらと思いますし、弁護士さんも、様々な立場の方がいらっしゃると思いますので、そういったところにも届けていただきたいですし、あるいは日弁連、地方の弁護士連合会、そういったところにも意見募集のことをお知らせいただければと思います。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。今、弁護士の方にもいろいろな御意見があるでしょうという御指摘を山根構成員からいただきましたけれども、この流れになりますが、藤原先生、お願いできますか。

【藤原構成員】 ありがとうございます。私がそこで想定されている弁護士なのか、よく分からないところもありますけれども、弁護士の先生方の意見をもっともらったほうがいいのではないかとというのは、実は同じようなことを思っていました。この種の案件をユーザー側で多く扱っている弁護士として清水先生が構成員に既に入られているわけですが、ほかにも同様の立場で多数の案件を扱っている先生方はいらっしゃると思うので、そういう方の意見は聴いてみたほうがいいのではないかと気がしています。

また、ユーザー側の意見が少ないというところをどうするかという問題への対処としては、単純にもう1回パブコメをやりますといったときに本当に集まるかというのは気になる

っていて、こういう場面における普段の実務を必ずしも私は承知していませんけれども、ある程度コメントをお願いしますという働きかけをしないと、集まらなかったりするのかわという気がしているところです。

例えばこのワーキンググループに来ていただいて御意見いただいた皆さんの中には、パブコメでは御意見をいただけなかった方もいらっしゃると思いますので、実際はどうですかという感想を聞いたりしてもいいのかと個人的に思いました。また、これは中身の関係でもあるのですが、12-8の意見のあたりで、皆さんで情報のコンテンツモデレーションについて情報交換する場については、行政庁は入ってはいけないという、入るべきではないという御意見があって、趣旨はよく分かるのですけれども、行政庁が関与せずにすすめると、被害者側の意見をうまい具合に入れることは結構難しいのではないかと思います。誰がやるかというのは、もちろん行政庁がやるべきなのか、ほかの人がやるべきなのか、いろいろな考え方があると思いますが、いずれにせよ、この点は結構工夫しないとうまく回らないのかという気がいたしました。私から以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、生貝構成員、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。まさしくただいま御意見があったところとも関わりますが、一つは、非常に広く利用者に本来的に関わる政策課題であるということ、そしてまた、それとあわせて、今回のアジェンダそのものが、これまで20年間にわたってある種機能してきたプロバイダ、プラットフォームの責務・責任というインターネットの一番基本的なところに関わる、非常に重要なルールの見直しを行おうというものである。そうしたときに、まさしく、できる限り広く多様な主体の方々から意見をいただくという形で、1度に限らず、広く御意見をいただこうということは私自身も望ましいのではないかと思います。

そのことは、今回の検討のプロセスにおいてもそうですし、また、こうした制度を実際に運用していく中での、今御議論の対象にもなっているこの「場」というものに対しても、非常に強く求められる役割であろう。その場というものにおいて、いかに広い意見を集めていくかといったようなところとも連続する問題として考えていく価値があるだろうと思います。

それからもう1点、少し具体的な論点に関するコメントといたしましては、まさしく幾つかいただきましたとおり、このプラットフォームの定義や範囲といったものは非常に重要なところであり、そして、特に口コミなどをどのように扱うかといった論点については、

これもまさしく、国際的にもこの分野において非常に様々な議論になっているところだと思います。

ロコミ、あるいはコメントなど、どこまでがまさにそのプラットフォームの提供する主要なサービスであって、あるいは付随的なサービスであるのか。全てを適用対象にするのは難しいが、あるいはコメントやロコミであるからといって全てを適用対象外にするというのも、恐らく適切ではない場面といったものがある。そのようなことについて、どのような基準や、あるいは評価軸を持っていくのか。そのことも様々な観点から議論していく価値があるだろうと思いました。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。水谷構成員、お願いいたします。

【水谷構成員】 2度目で失礼します。私も再パブコメについて賛成ですし、より幅広いユーザーの意見を取り入れる必要があるということにも私も賛成いたします。そのうえで、例えばパブコメの結果を見ていて思ったのですが、送信防止措置請求権の明文化、3の(4)の御意見を見ていると、音事協さんや新聞協会さん、弁護士の先生、個人の方の意見もいただいています、一方で事業者側の意見は、見た限り、Meta様からだけいただいているという感じですので、送信防止措置請求権の明文化について、プラットフォーム事業者側の皆さんがどのようにお考えなのかというのはぜひお聞きしたいというのがあります。論点によっては、事業者側のほうも、より広く意見を再パブコメで取り入れられるといいと思った次第です。私からは以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。手の挙がっている構成員からは一通り御意見を伺ったかと思うのですが、本日御出席の委員の中で、もしよろしければ清水構成員、何かございますか。

【清水構成員】 清水です。私も再パブコメは賛成でございまして、特に被害者側、ユーザー側の意見はほとんど出ていないのかと思っていますので、私の周りの弁護士などでもパブコメをしていたということ自体知らない層が多いのかとは思っていますので、その辺りにも声をかけようかと思っています。そもそも伊藤構成員も指摘されていたかと思いますが、パブコメをしているという事実自体を皆さん知らない、これをいかに広く知らせていくのかということが課題かと思っています。その辺りもうまい方法を考えられればいいのかと思っています。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。構成員の皆様から一通り御意見等を伺ったかと思いますが、いかがでしょうか。さらにはございますか。

全体としてお話を伺っておりますと、私自身も事前にそう思っていたのですが、パブコメで集まった御意見は非常にいずれも貴重なものであり、今後の検討、このワーキンググループでの議論に非常に参考になる御意見をいただいていると同時に、論点ごとに、ここは事業者の方からの御意見が非常に多く見られた、あるいはこちらについては例えば表現の自由を大事にされる側から、あるいは被害者の方の御意見が出てきて、むしろ事業者の方の御意見が出ていない部分があるといったように、まだこのワーキンググループで、デジタル空間における人格権の保護を含む違法・有害情報対策と、表現の自由、情報流通、知る権利の自由のバランスを取る、非常に重大な課題を考える上で、やや心もとない、まだもう少し御意見を伺ってみたいというところがございます。

これは何よりも、このワーキンググループを運営してきました私のほうで、必ずしも十分に論点を明確にできなかったというところがあって、パブコメが今このような状況になっているということもある、私にも責任の一端があるだろうと思っております。その意味でも、改めて再パブコメをかけさせていただいて、申し訳ございませんが、構成員の皆様にも御協力をいただき、また既にパブコメを御提出いただいた方にも、本日のワーキンググループの意見を踏まえて、そういうことが聞きたいのだという点、そこが気になっているという点ですね。

本日御指摘のあったところで申しますと、例えば水谷構成員から、標準処理期間についての考え方、あるいは個別の表現について政府が関与するというのはもちろん望ましくなくいけれども、例えば標本的なものを官民協議会的なところで議論するのはどうだろうかといったお話、あるいは生貝構成員から理論的な問題提起がございましたけれども、プラットフォームの定義や範囲、あるいはその責務についての考え方について、また、今後このパブコメの延長線上にあるであろう、違法・有害情報対策全体に関する消費者、利用者、あるいは被害を受けていると感じられた方々の御意見をどうすくい上げていくか。こういった論点を本日御議論いただきましたので、またそのことも踏まえて、さらに広く御意見を伺いながら、このワーキンググループとしての検討の方向性を詰めていきたいと思います。

もし御異論がなければ、今私が申し上げましたように、皆様の御指摘も踏まえまして、再度、意見募集をかけさせていただくということでもよろしいでしょうか。

チャット欄で様々賛成ですと御指摘いただいています。特に伊藤構成員に御協力いただけるというのは本当にありがたく思います。

それでは、意見募集において提出された御意見及び今後の検討の方向性（案）につきましては、再度意見募集にかけ、広く、また、より深く御意見を伺うこととしたいと存じます。事務局において再意見募集の手続を進めていただきたいと思いますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【木村利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。承知いたしました。ただいま宋戸主査より御説明いただいたとおり、意見募集において提出された御意見及びプラットフォームサービスに関する研究会誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ今後の検討の方向性（案）につきましては、速やかに準備の上、事務局にて再意見募集手続を行ってまいります。

次回会合につきましては、別途事務局から御案内をさせていただければと思います。事務局からは以上でございます。

【宋戸主査】 ありがとうございます。また、繰返しになりますが、まず今回のパブリックコメントに対して、非常に貴重な御意見、御指摘をいただいたということは、このこと自体、非常にありがたいこととございまして、それについては御礼をこの場で私からも申し上げたいと思います。

これにて本日の議事は全て終了となります。以上をもちまして、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの第8回会合を終了とさせていただきます。本日も皆様、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございました。これにて閉会いたします。